

「令和 6 年能登半島地震」で被災された方への 診療等の際は下記の点にご留意ください。

(被災地以外の医療機関・薬局等も同様です)

1. マイナ保険証等の確認が必要になります

保険診療として取り扱う際には、原則としてマイナ保険証等の確認が必要となります。

ただし、被災により患者さんがマイナ保険証等を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、加入している医療保険者が分かる情報を確認することにより、保険診療として取り扱うことができます。

2. 窓口での一部負担金等の支払いを猶予・免除する 際には、原則として保険者が発行する猶予・免除証 明書の確認が必要となります。

令和 6 年 12 月末までは、以下の（１）（２）の両方に該当する患者さん（該当する旨を口頭で申し出た患者さんを含む）からは、窓口で一部負担金等を受け取る必要はありませんが、令和 7 年 1 月 1 日からは、原則として保険者が発行する一部負担金等の猶予・免除証明書を確認した上で、一部負担金等を受け取らないという対応をする必要があります。（被災地以外の医療機関・薬局においても同様です。）

【富山県】 富山市、高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、射水市、富山県後期高齢者医療広域連合

【福井県】 福井市、あわら市、坂井市、福井県後期高齢者医療広域連合

※ 全国健康保険協会（協会けんぽ）でも免除を実施しております。また、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。

【対象期間】 令和 7 年 9 月末まで

（１）「令和 6 年能登半島地震」にかかる災害救助法の適用市町村の一部の市町村の住民の方で、次のいずれか保険者に加入されている方

- ① 災害救助法適用市町村の一部の市町村国保
- ② 災害救助法適用の市町村が所在する県の後期高齢者医療
- ③ 協会けんぽ、一部の健保組合・国保組合

（２）次のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ " の行方が不明である旨
- ④ " が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ " が失職し、現在収入がない旨

「令和6年能登半島地震」の被災者の方へ

免除証明書の提示により、 医療機関等での支払いが不要になります



【医療保険の窓口負担に係る免除証明書交付対象者】

(1)・(2)の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村の一部の市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

対象保険者(新潟県)

全国健康保険協会(協会けんぽ)

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ " の行方が不明である方
- ④ " が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ " が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】

医療機関等の窓口で、**原則として猶予(免除)証明書を提示することにより**医療保険の窓口負担について、**支払いが不要となります。**

※上記の窓口にて口頭で申告し、支払いが不要となる取扱い**は原則として令和6年12月末まで**となります。**令和7年1月以降は原則として①マイナ保険証等、②猶予(免除)証明書**を医療機関等の窓口で提示することで、猶予(免除)を受けることができます。

【特例の期間】 **令和7年9月末まで**

上記対象保険者のうち、有効期限欄に「令和6年12月31日まで」と記載されている猶予(免除)証明書でも、引き続き令和7年9月30日まで、使用することができます。)

【留意事項】

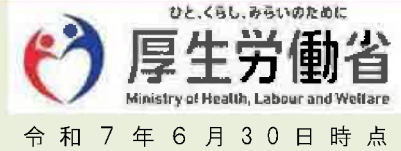
- ・ 上記の医療保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診された場合にも支払いを求められることはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担をいただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

「令和6年能登半島地震」の被災者の方へ

免除証明書の提示により、 医療機関等での支払いが不要になります



【医療保険の窓口負担に係る免除証明書交付対象者】

(1)・(2)の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村の一部の市町村の住民の方で、次の 保険者に加入されている方

対象保険者(石川県)

全国健康保険協会(協会けんぽ)

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ " の行方が不明である方
- ④ " が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ " が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】

医療機関等の窓口で、**原則として猶予(免除)証明書を提示することにより**医療保険の窓口負担について、**支払いが不要となります。**

※上記の窓口にて口頭で申告し、支払いが不要となる取扱い**は原則として令和6年12月末まで**となります。**令和7年1月以降は原則として①マイナ保険証等、②猶予(免除)証明書**を医療機関等の窓口で提示することで、猶予(免除)を受けることができます。

【特例の期間】 **令和7年9月末まで**

上記対象保険者のうち、有効期限欄に「令和6年12月31日まで」と記載されている猶予(免除)証明書でも、引き続き令和7年9月30日まで、使用することができます。

【留意事項】

- ・ 上記の医療保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診された場合にも支払いを求められることはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担をいただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

「令和6年能登半島地震」の被災者の方へ

免除証明書の提示により、 医療機関等での支払いが不要になります



【医療保険の窓口負担に係る免除証明書交付対象者】

(1)・(2)の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村の一部の市町村の住民の方で、次の 保険者に加入されている方

対象保険者(富山県)

富山市、高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、射水市、富山県後期高齢者医療広域連合、
全国健康保険協会(協会けんぽ)
(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は
各組合にお問い合わせください。)

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ " の行方が不明である方
- ④ " が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ " が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】

医療機関等の窓口で、**原則として猶予(免除)証明書を提示することにより**医療保険の
窓口負担について、**支払いが不要となります。**

※上記の窓口にて口頭で申告し、支払いが不要となる取扱い**は原則として令和6年12
月末まで**となります。**令和7年1月以降は原則として①マイナ保険証等、②猶予(免
除)証明書**を医療機関等の窓口で提示することで、猶予(免除)を受けることができます。

【特例の期間】 **令和7年9月末まで**

**上記対象保険者のうち、有効期限欄に「令和6年12月31日まで」と記載されている猶予
(免除)証明書でも、引き続き令和7年9月30日まで、使用することができます。)**

【留意事項】

- ・ 上記の医療保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診された場合にも支払いを求められるこ
とはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担をいただく必要がありますが、一定期間は支払
いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

「令和6年能登半島地震」の被災者の方へ

免除証明書の提示により、 医療機関等での支払いが不要になります



【医療保険の窓口負担に係る免除証明書交付対象者】

(1)・(2)の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村の一部の市町村の住民の方で、次の 保険者に加入されている方

対象保険者(福井県)

福井市、あわら市、坂井市、福井県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会(協会けんぽ)
(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ " の行方が不明である方
- ④ " が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ " が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】

医療機関等の窓口で、**原則として猶予(免除)証明書を提示することにより**医療保険の窓口負担について、**支払いが不要となります。**

※上記の窓口にて口頭で申告し、支払いが不要となる取扱い**は原則として令和6年12月末までとなります。令和7年1月以降は原則として①マイナ保険証等、②猶予(免除)証明書**を医療機関等の窓口で提示することで、猶予(免除)を受けることができます。

【特例の期間】 **令和7年9月末まで**

上記対象保険者のうち、有効期限欄に「令和6年12月31日まで」と記載されている猶予(免除)証明書でも、引き続き令和7年9月30日まで、使用することができます。

【留意事項】

- ・ 上記の医療保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診された場合にも支払いを求められることはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担をいただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。